

生駒市病院事業推進委員会の運営に関する申し合わせ事項

生駒市病院事業推進委員会規則第6条の規定に基づき、生駒市病院事業推進委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を以下のとおり申し合わせる。

(病院事業計画に定める事項)

1 病院事業計画に定める事項について、次の各号に掲げる場合は、直近の委員会に報告するものとする。

(1) 診療科目について、市民ニーズ等の必要に応じて、指定管理者と協議し、追加で設置した場合

(2) 前号の規定による診療科目の追加に伴い、人員体制を変更した場合

※ 平成27年11月25日委員会(第16回)決定

(参考)

生駒市病院事業推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号）第17条第7項の規定に基づき、生駒市病院事業推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第4条 専門の事項を調査研究するために必要があると認めるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(生駒市行政組織規則の一部改正)

2 生駒市行政組織規則（平成6年7月生駒市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第20条の2 病院建設係の項に次の1項を加える。

(2) 病院事業推進委員会に関すること。